# JSA学術情報ニュース

No.46 2004 年 5 月 10 日発行 日本科学者会議学術体制部 Tel:03-3812-1472

## 1. 科学・技術・産業政策関連

#### 総合科学技術会議の環境研究開発プロジェクトチーム

### 「今後の地球観測に関する取り組みの基本」の中間取りまとめ

重点分野推進戦略専門調査会に置かれた環境研究開発プロジェクトチームは、その下に設置した有識者からなる地球観測調査検討ワーキンググループにおいての検討の報告を受け、中間取りまとめを行った。そこでは、宇宙開発利用専門調査会での審議状況に留意するとともに、文部科学省の協力を得て、同省に設置された地球観測国際戦略策定検討会で収集された情報を活用することや、政府としての研究開発予算等の重点化に資するために、今後の科学技術に関する予算・人材等の資源配分に反映し、各省の地球観測に関する取り組みや国際協力計画等の策定に当たっての指針となることをうたっている。なお、同チームは、平成16年度中に最終報告を取りまとめる予定。(総合科学技術会議3/24 http://www8.cao.go.jp/cstp/)

#### 産学連携の研究費、20年間で3倍以上に

平成2年に企業が大学に支出した研究費は513 億円と20 年間で3倍以上増えたことが総務省統計局のまとめで12 日分かった。出資は大学本体に限られ、大学発のベンチャー企業(TLO)への出資は含まれておらず、実際の産学連携はさらに進んでいるといえそうだ。調査は全国1万7500社を対象に行った。01 年は484億円でこの1年でも約6%増えている。出資した企業の規模でみると、100億円以上の資本金の大企業が77.4%と4分の3を占めた。10億円未満の企業は6.5%しかなく、大企業ほど大学との産学連携に取り組んでいる。業界別では、医薬品工業が53.6%でトップ。2位の食品工業12.9%と2つの業界で7割を占めた。特に食品工業では社外に支出した研究費の約3割が大学への出資となっており、医薬品やバイオ分野での協力が進んでいる様子が伺える。(毎日新聞4/12)

#### 文部科学省 がんリサーチ事業 を募集

平成 15 年7月に文部科学省と厚生労働省が共同で策定した「第3次対がん10か年総合戦略」で、重点研究推進分野として「基礎研究の成果を予防・診断・治療へ応用するがんトランスレーショナル・リサーチの推進」を掲げてたことを踏まえ、文部科学省は平成 16 年度から、これまでに優れた成果が現れているがん免疫療法や分子標的治療法に係る基礎研究成果を臨床に応用するための橋渡し研究を推進する、「がんトランスレーショナル・リサーチ事業」を開始することにした。このため、文部科学省から先端医療振興財団(臨床研究情報センター)にこの事業の実施を委託し、同財団が事業の趣旨に沿った研究を募集し、採択された研究の支援等を実施する。(文部科学省4/22

http://www.mext.go.jp/b\_menu/houdou/16/04/04041901.htm)

# 2. 国立大学法人化をめぐる動き

#### 東大経営協議会に牛尾氏ら学外委員 12 人を内定

東大は5日、4月からの国立大法人化に伴い設置する経営協議会の学外委員に牛尾治朗ウシオ電機会長ら12人を内定したと発表した。学内委員についても、佐々木毅学長を含め12人で予定して

いる。学外委員 12 人のうち、東大の元学長が2人、元副学長が1人含まれている。東大の学部・大学院出身や、教官経験者は10人。牛尾氏のほかに内定した11人は、国民生活金融公庫総裁薄井信明、JR東日本社長大塚陸毅、理化学研究所前理事長小林俊一、朝日新聞社前論説主幹佐柄木俊郎、NEC会長佐々木元、国立科学博物館長佐々木正峰、読売新聞社編集委員橋本五郎、日本医学会会長森亘、国立国際医療センター総長矢崎義雄、弁護士横溝正子、産業技術総合研究所理事長吉川弘之の各氏。 (共同通信3/5)

#### 法人化の国立大 メーンバンク固まる

国立大学の4月の法人化を前に、全国87校で民間取引銀行がほぼ固まった。これまでは日本銀行が各校の口座を管理してきたが、4月からは民間銀行が出納を担当する。4大銀行別に取引大学数をみると、12日現在で三井住友33、みずほ30、UFJ23、東京三菱22となっている。銀行側が新たな得意先として争奪戦を繰り広げたのに対し、大学側は課題となる経営効率化へのパートナーとして選んだといえる。銀行選びの基準は大学により違うが、地元での店舗網の充実に加え、財務内容の健全性も重視された。来春には銀行破綻時の預金保護額を原則1000万円までとするペイオフが完全解禁されることもある。国立大全体の年間の予算規模は総額2兆8000億円。収益力向上を急ぐ銀行にとっては新たな巨大市場といえる。各行とも経営への助言や「大学発ベンチャー」の育成などに力を入れ、ビジネス拡大の好機をうかがっている。 (asahi.com3/13)

#### 東大が100億円規模のベンチャーファンド設立

東京大学は年内に 100 億円規模のベンチャーファンド(基金)を設立するとともに、ファンド運営会社の社長に東京海上キャピタルの山本悟社長(46)を迎えることを決めた。大学が関係するファンドでは最大規模。民間ファンドのノウハウを取り入れながら大学の技術を活用するベンチャー企業に投資、上場などで得る株式売却益を大学の研究資金に還流させる。新会社は東大の研究者全体の利益追求を目的とする中間法人を株主にし、大学との一体性を保つ。 (日本経済新聞 3/14)

#### 国立大「経営協議会」に財界人ら多数

4月から法人化される 89 の国立大学が、法人経営の核となる「経営協議会」の学外委員に財界人や私学関係者を続々と集めている。読売新聞が 25 日までに名簿を公表した 42 大学分をまとめたところ、旧帝大が全国区の著名人で顔ぶれを競い、地方の大学は地元の首長や企業人で地域密着を打ち出している。元官僚を集めた大学もあり、大学ごとの戦略がうかがえる人選となった。

法人化後の国立大は、学長の下に教育研究面を担当する「教育研究評議会」と、経営面の方針を決める経営協議会の2つの機関が新設される。経営協は半数以上を学外から招かなければならず、各大学は5~12 人程の規模で人選を進めてきた。東北大が公表した学外委員には、著名企業のトップに加え、安西祐一郎慶応義塾長、遠山敦子前文部科学相、ノーベル賞候補と言われる化学者、飯島澄男名城大教授と"大物"が並んだ。全体に目立つのは、大企業からの招へい。延べ330 人の学外委員のうち54 人が全国的に著名な企業の幹部だった。旧帝大は特に多い。東北大が宮城県知事と仙台市長を入れるなど、地方行政人は38 人起用されている。 (読売新聞3/26)

#### 国立大特許料、研究者に手厚く配分

4月の法人化を機に、国立大学が特許料収入の配分を発明者の教員に手厚くする。主要 32 校を対象にした日本経済新聞社の調査によると、30%還元の大学が多数を占め、国が特許管理する現行規定(100 万円超過分は 25%)に比べて研究者の厚遇ぶりが目立つ。九州工業大学は 70%還元を打ち出した。発明意欲を促すとともに、優秀な研究者を確保して大学間競争に勝ち残ろうとしている。

国立大で生まれた特許などの権利は法人化後、大学に帰属する制度に変更されるため、各大学は 発明報酬規定を作っている。理工系学部を持つ主要国立大 32 校を調査したところ、特許料収入の 還 元率が最も高いのが九州工業大で、収入が 1000 万円以下の場合は本人と研究室に 70%を支払う。 九州大や徳島大、熊本大は金額にかかわらず一律 50%配分にする。これまでの国立大の発明は、 国有特許になるか発明者個人で出願し権利化していた。 (Nikkei Net3/27)

#### 国立大 裁量労働制の功罪

4月1日からすべての国立大学が法人化されたのに伴い、東京大学など過半数の大学で教職員の「裁量労働制」が導入された。労働時間管理が厳密なこの制度に、東大教授らからは「学問の自由が侵される」という声もある。一方で同制度を採り入れた民間企業では長時間労働や過労死の問題が指摘されている。東大社会科学研究所の田端博邦教授(労働法)は制度導入が社会に与える影響について次のように危ぐする。「合法的に長時間勤務させる制度で、労働災害を増加させている。(ブランド力が強い)東大が裁量労働制を採り入れると、社会全体にお墨付きを与える"宣伝"になる」。

裁量労働制は、実際に何時間働いたかは関係なく、労使で合意した時間を労働時間とみなし、賃金が支払われる仕組みだ。みなし労働時間が「8時間」の場合は、それ以上の実労働があったとしても割増賃金を支払う必要がなくなる。

同制度は1987年の労基法改正で研究開発職や弁護士などの「専門業務」への導入が認められ、2000年からは企画、立案、調査などの「企画業務」も加わり、ホワイトカラー分野全体に対象が広がった。導入目的について、厚労省は「創造性が求められる分野では、実際に働く時間ややり方は労働者が自分の裁量で決めた方が生産性が向上する」と説明するが、田端教授は「違法のサービス残業を合法化して、残業代を支払わず長時間勤務させたい企業側の意向に沿って対象範囲が広がった」と指摘する。実際、連合の調査(99年)では、裁量制を導入した企業の8割で、実労働時間がみなし労働時間を上回っている。労働問題に詳しい弁護士(東京)は「長時間労働で過労死する例が増加している。裁量制の導入で実際の労働時間がわかりにくくなり、サービス残業の取り締まり自体が難しくなる」と懸念する。

裁量制の導入当初、労基署は「実労働時間が労働者に任されている」として労災適用は困難との判断を示したが、平成1年の認定基準見直しで過労死の認定を行うようになった。平成2年1月には、急性心不全で死亡した出版社編集者=当時(24)=が過労死の認定を受けている。大学教員の場合どうか。「論文執筆や研究が本人の裁量労働とみなされ、(労災が)認められにくい。裁量労働制導入で、より認定を受けにくくなる」(前出の弁護士)という。平成2年4月、脳出血を起こした札幌学院大学の法学部教授に「過労による労災」が認定されたが、「珍しいケース」(北海道労働局)だ。

全国大学高専教職員組合(全大教)担当者は「総合科学技術会議(議長・小泉純一郎首相)が昨年4月、競争的研究資金制度を打ち出してから、大学教員の精神疾患が増えている。同制度では、最先端研究の実績を書類提出しなければ資金を得られず、過労の一因になっている。国立大法人化で研究評価がより厳しくなり、自殺や過労死が急増する」と不安視する。

実際の勤務時間がわかりにくい裁量制では、「健康確保措置」として出退勤時刻の厳密な管理が 求められる。今春タイムカードを導入する大学はないが、東大教職員組合委員長の横山伊徳(よし のり)教授は「過労による死者が出た場合、使用者側は『勤務時間を管理していなかった』とは言 えない。研究者の管理には不適当なタイムカードの導入はありうる」と懸念する。

国立大学協会(国大協)は昨年8月、大学教員への裁量労働制適用を求める要請書を厚労省に提出。従来「不適当」として、大学教員への適用を認めなかったが同省は同 10 月、大学教員を追加対象にする告示を出した。横山教授は「国大協は裁量制に関して議論せず、問答無用で厚労省に要請書を出した。厚労省も法人化に合わせて認めただけだ」と批判する。

全大教によると、ほとんどの大学で労使協定が締結済みだが、静岡大などは交渉中だ。労使協定がない状態で、8時間以上の勤務をさせると労基法違反になる。厚労省賃金時間課担当者は「裁量制や時間外労働を規定した労使協定がない状態で残業命令を出すと、刑事罰を科せられる。時間外労働があれば指導の対象になる」と目を光らせる。

3月31日に労使協定を締結した大学も多い。昨年7月に国立大法人法が成立してから、各大学当局は労使協定案づくりに着手したが、前例がなく手間取った。教職員側も十分議論する時間がなく、満足できない協約に判を押した例も多い。国の将来を決める"百年に一度"の大改革で、最低2年程度は準備期間が必要なのに、8カ月しかなかった。拙速な判断を迫られた大学当局、教職員とも"国の被害者"といえる。 (東京新聞 4/5)

#### 熊本大学 法人化で財政運営厳しく

全国 89 の国立大学が今月1日に国立大学法人となり、熊本大学(崎元達郎学長)も民間の経営手法を取り入れた大学運営に移った。経営効率化を図りながら、大学の使命である教育や研究の質をいかに保つか。難しいかじ取りを迫られる。崎元学長は、国立大学法人熊本大学の設立式で「大学病院は民間の病院では行い得ない高価な機器を用いた高度先進医療を実施することに加え、学生や研修医などの教育機能を備えている。にもかかわらず文部科学省は毎年2%、2億8000万円の増収を前提に病院の交付金を算定している。非常に頭の痛いこと」と述べた。熊本大学の今年度の予算は総額431億円。運営費交付金は164億円で収入の約4割を占める。自己収入は202億円でそのうち7割が病院の収入だ。支出は人件費が5割に上り、教育研究などの活動費は36億円のみ。こうした状況で、病院の病床稼働率向上や一般管理費などの節減を前提として、交付金は年約4億円程度、予算の約1%が削減される見込みだ。必然的に支出の半分を占める人件費の見直しは避けられない。同大はかつて夏目漱石が教べんを執り、水俣病問題では原因追及や患者の実態把握に大きな役割を果たした歴史を持つ。(毎日新聞4/20)

#### 知的財産活用などの産学連携 京都大が指針説明会

京都大は 26 日、大学の発明や特許を産業界で活用してもらうための指針「京大産学官連携ポリシー」の企業向け説明会を、京都市左京区の吉田キャンパスで開いた。産学官連携ポリシーは学内のワーキンググループが昨年秋から作成に取り組み、今年3月に公表した。知的財産の帰属や研究費の扱い指針を示している。説明会には、京大の教員と共同研究を進めている企業など 50 社の関係者が出席。松重副学長は「企業が基礎から商品化まですべて自前で調達する時代が終わり、イノベーション(技術革新)の創出機関としての大学の役割が重要になっている」との認識を示し、法人化で「身軽」になったことをPRした。 (京都新聞 4/26)

# 3. 公立大学をめぐる動き

#### 東京都の"意思確認書"文科相「提出必要ない」

東京都が進めている都立四大学(都立大、科学技術大、保健科学大、都立短大)の統合・廃止、新大学設置問題で、都が四大学の教員に「新大学」への就任の意思確認書の提出を求めていることについて、河村建夫文部科学相は「いま(事前相談)の時点で確認書の提出は必要ない」と明言した。27 日の文部科学委員会で日本共産党の石井郁子衆院議員の質問に答えたもの。都が確認書の提出を求めていることに、教員や研究者から「踏み絵」だと批判が出ており、河村文科相の発言は都のやり方に道理がないことを示す。石井氏は、都が文科省の強い意見で意思確認書の提出を求めているとしていることについて文科省を追及。文科相は「そうした事実はなく、都には訂正を求め

た。こちらがやっていないことが書かれたとすれば遺憾」と述べた。 (しんぶん赤旗 2/28)

## カリキュラム変更で競争力強化? 波紋広がる横浜市立大

来年度からの独立行政法人化に向けた横浜市立大学改革に、現場の動揺が続いている。「科目などが減らされ、自分の専攻課程がなくなる」と在学生間で不安が広がっているためだ。学部削減やカリキュラム変更の不透明さに不満も募る。「改革は実質的に中田宏市長のトップダウンで、現場の声を反映していない」との批判がある。不安の要因は、改革に伴うカリキュラム変更の不透明さにあるようだ。新カリキュラムは来年度以降の入学者が対象だが、在学生にとっては、自分が受けている授業がなくなるとの不安がある。改革案ではそもそも基礎教養科目自体が削減される。ある理系教員は「(削減で) 数学の体系的な研究教育は消滅する。数学は諸学問の基礎で、最先端技術も数学なしでは成り立たない。目先の利益だけを優先した視野の狭い改革でしかない。辞める教員もでるだろう」と批判する。大学院のカリキュラムも文系学生の選択肢を狭める内容に変わる。

大学が出した改革案はほぼ答申通りの内容で、小川学長は「市長の指示は答申を忠実に実行した上で、それを踏み越えた良い案を考えろという意味に受け取った。答申の骨格概念『プラクティカルなリベラルアーツ (実践的な教養教育)』に不必要に反対しても、他の教育目標がなかった」と、答申を受け入れた経緯を説明する。 (東京新聞 4/20)

#### 都の新大学 仏から「ノン」

#### 外国文学専攻"廃止"は「異文化の軽視」 知識人ら署名

東京都が計画する首都大学東京で、廃止が予定されている現都立大学の仏文学など外国文学の専攻課程の存続を求める署名を、フランスやベルギーの知識人が始めた。著名な思想家や作家、元閣僚が署名に名を連ね、「他国の文化軽視は批判的精神の衰退につながる」などと「人文軽視」に警鐘を鳴らしている。署名を呼びかけたのは、作家・美術評論家で 80 年代に在日フランス大使館に勤務したアラン・ジュフロア氏。フランスの代表的思想家の一人ジュリア・クリステバ氏、同国の元国民教育相ジャック・ラング氏、ベルギーの新進作家アメリー・ノートン氏らまず 17 人の署名を近く石原都知事に郵送する。

評論家ルノー・エゴ氏は署名用紙に「日本は自らを開き、外海を愛することで、島国にありがちな自閉への誘惑から逃れてきたはず」、父親が元外交官で日本生まれのアメリー・ノートン氏は「外国に対する好奇心という美しい日本の伝統を守り続けて」と書き添えた。日本は欧米文化を取り入れつつ、伝統と融合させて文化を形成してきたとの見方が定着していただけに、1つの大学での「廃止」計画とはいえ、驚きと戸惑いが入り交じったコメントが寄せられている。

都立大には英仏独中と国文学の文学・語学5専攻が設置されているが、新大学では個別の専攻は置かず、都市教養学部の国際文化コースに統合。教員や学生数の大幅な削減が計画されている。(朝日新聞4/30)

# 4. 大学の教育・研究をめぐる動き

#### 早稲田大学を覆うモラルハザード 公共性危うくする「経営」先行

早稲田実業学校の初等部が入学試験の面接で 350 万円もの寄付を保護者に求めていたという。そこにおいて問われているのは、一私立大学の学校法人としてのモラルばかりでなく、公共サービスとしての高等教育を危うくしているネオ・リベラルな大学改革の是非である。早稲田大学はいま財団法人あるいは株式会社への道をひた走っている。早稲田大学は、創立 125 周年を記念した寄付を募るほかにも、自らSPC (特定目的会社)を設立して不動産の証券化事業に取り組んだりしている。さらに問題なのは、理事会の力が強まるなかで、学生や教職員も知らないうちに新たなプロジ

ェクトが始まり、始まったあとも十分な説明がなされないということである。4月から法人化される国立大学に対抗するためにも、よりスピーディな意思決定が必要であるとされ、学内での合意形成はほとんど無視されている。たしかに早稲田大学は変わったけれども、学生は大学問題に無関心になり、多くの教職員は理事会に対して疑心暗鬼になっている。 (朝日新聞 3/9 夕刊)

## 長野大 教授ら全教員対象に5年間の任期制導入へ

長野大学(長野県上田市)は新年度から、教授、助教授、専任講師の計 54 人全教員を対象に、5年間の任期制を導入する。少子化で競争が激化する私大の生き残り策の一つ。文部科学省によると、任期制を全教員に適用した例は聞かないという。長野大学によると、任期は5年で、助教授、講師は同一職位で1度再任用できる。教授の再任用も原則1度だが、特に業績優秀なら、5年ごとに評価したうえで 65 歳の定年まで在籍を認める。再任用されなかった教員は、任期終了時点で退職しなければならない。任期制は、今年4月に採用する新任教員6人から導入する。現在在籍する教授 29 人、助教授 14 人、専任講師5人の計 48 人については、3年間の猶予期間の後、平成7年度から新たに雇用契約書を交わし、適用するという。 (朝日新聞 3/14)

# 厳しさ増す非常勤講師 苦しい大学経営・女性を直撃 突然、契約打ち切り 出産で解雇・セクハラも

少子化による入学者の減少などで大学経営が冬の時代を迎えつつある中、厳しい立場におかれているのが非常勤講師だ。とくに全体の半数強を占めるとみられる女性講師は、相次ぐ学科縮小や出産などの事情で契約を打ち切られるケースが増えている。

昨年暮れ、東京都内に住む大学の非常勤講師A子さん宅に1通の封書が届いた。A子さんが、フランス語の授業を受け持つ都内の私立大学からの契約打ち切り通告だった。A子さんはその大学に6年勤務。契約は1年ごとの更新だった。

「語学や一般教養を教える非常勤講師は、働く場がどんどん少なくなっているのが現状」。首都 圏大学非常勤講師組合の志田昇委員長が説明する。志田委員長によると理由は2つある。1つは、1991 年に大学設置基準が改正され、教養部を廃止する大学が増えたこと。現在、国立大学の中で 教養部があるのは東京医科歯科大学の1校を残すだけとなった。第二外国語の必修を取りやめる大学が出てきたことも同基準の改正に由来する。これに加え、大学や学生側が英会話などを中心にした実学志向を強めたことも大きい。慶應義塾大学湘南藤沢キャンパスなど有名大学の中には、民間の外国語学校に語学の授業の運営や、カリキュラムの作成を委託するところも増えている。

非常勤の場合、産休、育児休暇が服務規程にない場合が多い。大学に出産のための休暇を申請したところ反応は教授とほぼ同じで、即刻、解雇となった。出産から2年後、別の大学に職を得たが、その間のブランクは大きかった。身分保障のない非常勤に妊娠、出産は死活問題。「授業に影響が出ないよう、年度末に近い1月に出産するよう調整した」(法学を教える42歳)という女性もいるほどだ。弱い立場につけこまれたセクシュアルハラスメント(性的嫌がらせ)も女性講師特有の悩みだ。首都圏非常勤講師組合が実施したアンケート調査で「上司などからの嫌がらせを受けた」と答えた人のうち、15%が「性的嫌がらせ」だった。「懇親会などでのセクハラはざら。ただ、契約の継続や常勤採用への妨げになることを心配し、声を上げる女性は少ない」(39歳の講師)。

賃金面に関しては、待遇改善を図る動きもある。昨年9月、文部科学省は私立大学の非常勤講師の補助単価を五割アップすることを表明。また、4月の国立大学の独立行政法人化に伴い、多くの大学が非常勤講師の給与カットを計画していることを受け、同省は15日、専任講師とのバランスを欠くような取り扱いはしないよう大学に通知した。事実、ある国立大に勤務するC子さんは昨年末、大学側から独立行政法人化に伴い四月から給与を約2割削減すると電子メールで通知されたと

いう。幸い、C子さんの場合、組合が大学側と交渉を重ね賃金カットは撤回されたが、多くの国立 大学で 昨年秋ごろから、同様の通知が送られているようだ。私立大学の場合、非常勤が語学系教員の6割を占めるともいわれ、大学教育の底辺を支えている。

文部科学省によると、教授や助教授、専任講師などの常勤職を持たず、主に非常勤で生計を立てる「専業非常勤講師」は全国に延べ6万6千人程度。この中には数校を掛け持ちする講師もいるので、実数はその3分の1ほどと見られている。

待遇の厳しさも浮き彫りに。平均年収は 280 万円で、教授など専任教員との賃金格差は5倍近くにもなる。そのうえ大半の大学で授業、研究関連の出費に対し公費は支給されず、資料購入代などに年額29万円程度を自己負担している。

契約打ち切りを経験した人も 48%に上り、最も多い理由が「科目がなくなったから」で、雇用が不安定であることを示している。 (日本経済新聞 3/24)

## 文科省のセンター試験作成者公表 琉大教授ら撤回求める

文部科学省は、大学入試センター試験の問題作成者名を任期終了後に公表する方針をこのほど決めた。これに対し、琉大教育学部(新里里春学部長)教授会は 25 日、「作成に関する情報は秘密にしておくことが公共的利益。情報公開法の公開対象外だ」として公表方針の撤回を求める意見書を発表した。大学の学部単位で反対の意見書を出すのは全国初という。センター試験は原則として各教科ごとに、大学教員で構成する問題作成委員会を設置する。委員の任期は二年で、毎年約半数ずつ交代する。文科省は情報漏えいの恐れなどを理由に非公表としてきたが、透明性を高めることを理由に、委員任期が切れ、作成に関与した試験終了後であれば公表する方針にした。 (沖縄タイムズ 3/26)

## 教授らが大学評価の組織を旗揚げ

4月から全国の大学に義務づけられる第三者評価の手法や基準に問題があるとして、約 140 人の学者らが新たに「大学評価学会」を設立、国主導の大学評価システムに「待った」をかけることになった。学会設立を呼びかけたのは、田中昌人・京都大名誉教授と池内了・名古屋大大学院理学研究科教授、篠原三郎・元日本福祉大教授。呼びかけ文によると、現在、国が進めようとしている大学評価は、経済的視点ばかりが強調されているという。こうした手法では、短期間に経済的な利益を生み出しにくい基礎科学や人文科学といった分野が軽視され、最悪の場合は切り捨てられかねない。同学会は大学に対する評価を「大学評価学」という学問として位置づけ、学者や学生、市民の目線で研究する。国主導の評価に対抗して、独自の評価手法や評価基準を提案するほか、将来的には学会付属の大学評価機関を設立することも検討している。28 日に京都市で開く設立総会には、素粒子物理学者の益川敏英・京都産業大理学部教授や海部宣男・国立天文台長も参加する。 (読売新聞 3/28)

#### 法科大学院 13 校が定員割れ

4月に全国で開校した法科大学院(ロースクール)全 68 校中、入学者が定員割れの大学院が 13 校もあり、うち関西の 2 校は定員の半分ほどの入学者しか確保できなかったことが 14 日、読売新聞の調査でわかった。初年度で、大学院側が志願者の動向を把握しにくかったほか、レベル維持のために追加合格を絞った事情もあるようだ。13 校のうち、近畿大、神戸学院大、関東学院大、東海大の 4 校は定員を 1 割以上割り込んだ。早稲田大、明治大、立教大、法政大などの伝統校も定員に届かなかった。中でも、定員 60 人の近畿大は、72 人を合格、27 人を追加合格としたものの、最終的な入学者は 30 人にとどまった。法科大学院全体の今年度の入学者数は 5776 人(4月8日現在)で、総定員の 5590 人を上回った。学費の安い国立大は、20 校すべてが定員以上の入学者を確保した。

(読売新聞ニュース速報 4/15)

## 大学に学内組織の解散権 最高裁が初判断

岡山大学の全学生や職員らで組織していた学内団体「岡山大学学友会」(岡山市)が大学によって解散させられたのに伴い、解雇された元嘱託職員の男性が、大学側に雇用関係の確認などを求めた訴訟で、最高裁第三小法廷(浜田邦夫裁判長)は20日、大学側敗訴の広島高裁岡山支部判決(昨年2月)を破棄し、男性側の請求を退ける判決を言い渡した。男性側の敗訴が確定した。学友会は文化・体育の学生サークルに、学校からの補助金を分配するなどの支援をするため、1949年に設立された。大学の承認を受けた法人格のない学内団体で、大学にこうした組織の解散権があるかどうかが争点となった。判決は「(団体の活動状況が)承認時の趣旨に反しており、改善も困難など相当な理由がある場合は、大学は解散を決定できる」とする初判断を示した。1審・岡山地裁は平成1年、男性敗訴の判決を言い渡した。2審は逆転判決だったため、大学側が上告した。 (毎日新聞ニュース速報 4/20)

## 国立大図書館の4割が24時間開館・文科省調査

国立大学の図書館の約 40%が、無人入退館システムを活用することで 24 時間開館を実施していることが 27 日、文部科学省の調査で分かった。通常の開館時間外の一部開館については、国公私立大学の図書館の約 80%で実施されており、「いつでも使える図書館」をめざそうという動きが各大学に広がっていることを裏付けた。2003 年 5 月 1 日現在の図書館の運営状況を調べた。開放度は国立大が私立大を大幅に上回っており、休日開館は、国立大が 71.1%に上ったのに対して、私立大は 35.7%。時間外の学外者への公開は、国立大が 87.6%で、私立大は 56.1%だった。 (読売新聞ニュース速報 4/27)

## 5. 学術関連雑誌の特集

『学術の動向』(日本学術会議、日本学術協力財団発行)

04年3月号 特集: 高度専門職教育と日本社会

**04 年 4 月号** 特集: 学術の再点検ージェンダーの視点から (その 3)

『大学と学生』(文部科学省高等教育局学生課、第一法規株式会社発行)

04 年 2 月号 (No.472) 特集: 日本学生支援機構の設立について

04 年 3 月号 (No.473) 特集: 男女共同参画

04 **年**4 月号 (No.474) 特集: 平成 16 年度高等教育行政の展望

『学術月報』 (日本学術振興会、丸善発行)

04 年 3 月号 (No.712) 特集: 薬学研究

04年4月号 (No.713) 特集:国立大学の法人化と学術研究の推進

『科学』(岩波書店)

04年3月号 特集: 植林の現在-研究と実践の交差するところ

04 年 4 月号 特集: 大学はどうなるのか?

04 年 5 月号 特集:遺伝子診断と倫理

「JSA学術情報ニュース」は、JSAが入手し得た限りの情報を編集して掲載します。原則として情報の要点のみを掲載し、編集者の論評等は加えません。

なお、それぞれの記事には出典を明示しますので、詳細な情報を希望される方は、日付、出典などをお示しのうえ、全国事務局にお問い合わせください。

(本号は、主に2004年3月~4月の情報を扱っています。)